

特殊詐欺被害防止対策業務（SNS広報事業）企画提案募集要領

1 趣旨

本要領は、特殊詐欺被害防止対策業務（SNS広報事業）（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適確と判断される受注候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

特殊詐欺被害防止対策業務（SNS広報事業）

(2) 目的

本業務は、近年、急増する特殊詐欺の被害防止を目的として、注意喚起動画を制作の上、主要なコミュニケーションツールとなるSNS等を活用し、WEB広告を配信することにより、宮城県民を中心に情報発信するもの。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 委託金額（委託上限額）

1,887,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 委託場所

宮城県内で、受注者の管理する場所

(7) その他

業務実施上の条件等は、仕様書のとおりとする。

なお、委託業務の契約に当たっては、受注候補者の企画提案内容を基に、その実施内容について、発注者と受注候補者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方については、随時、協議して決定する。

3 応募要件

企画提案しようとする者（以下「応募者」という。）に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者
- (2) 応募者が所在する区域の属する地方公共団体の地方税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ

- ていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当しない者
 - (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定する宗教団体に該当しない者
 - (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者
 - (8) 宮城県内に活動拠点（本社、支店、営業所等）を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
 - (9) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
 - (10) この業務の企画提案の募集開始から企画提案提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）」に定める資格制限要件に該当する者でないこと。

4 複数の法人による応募の場合

複数の法人により共同提案することによる参加も可能とするが、その場合は参加しようとする全ての法人が、3(1)から(9)までの要件を満たす者でなければならない。その場合、発注者は参加した複数の応募者を代表する者（以下「代表者」という。）と委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（発注者との関係においては再委託者に該当）により業務を行うこととなる。

5 スケジュール（予定を含む。）

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和8年4月1日（水）
質問受付期限	令和8年4月7日（火）午後3時まで
質問への回答期限	令和8年4月14日（火）
企画案等の提出期限	令和8年5月8日（金）午後3時必着
一次審査（企画提案者が3者を超えた場合）	令和8年5月12日（火）
一次審査結果通知（企画提案者が3者を超えた場合）	令和8年5月19日（火）
企画選定委員会の開催	令和8年5月29日（金）予定
選定結果の通知・公表	令和8年6月上旬から中旬予定
契約締結	令和8年6月中旬予定

6 企画提案書等の提出要領

- (1) 提出期限
令和8年5月8日（金）午後3時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法により、上記日時までに必着とする。）

(3) 提出先

〒980-8410

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（警察本部5階）

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課 担当：犯罪抑止対策係

(4) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（別記様式第1号）：1部

イ 企画提案応募要件に係る宣誓書（別記様式第2号）：1部

ウ 企画提案書（任意様式）：14部

エ 経費概算見積書（任意様式）：1部

オ 同種・類似業務の受注実績書（任意様式）：1部

(5) 留意事項

ア 動画の企画提案は1者2案までとする。

イ 提出された書類の差し替え及び変更は認めない。また、提出された書類は返却しない。

ウ 審査は提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

エ この企画提案の応募に係る全ての経費は、応募者の負担とする。

オ 提出した企画提案書等に関する著作権等については、当該応募者に帰属する。ただし、選考委員会の審査に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。

カ 応募者の企画提案が選定され、当該業務に関して受注者として契約した者が提出した企画提案書等に関する著作権等は、当該契約の成立をもって発注者に帰属する。

キ 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報等の非開示部分を除き、開示対象となる。

(6) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当する場合は、当該企画提案は審査の対象から除外する。

ア 提出された企画提案書等に記載されている大部分の文字の判読が困難であるとき又は文意が不明確であるとき。

イ 本要領に従っていないとき。

ウ 下記9(3)に示すプレゼンテーションをしなかったとき。

エ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げたとき。

オ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行ったとき。

カ 応募者、その従業者その他関係者が特殊詐欺被害防止対策業務（SNS広報事業）公募型プロポーザル方式選定委員会の構成員（以下「選定委員会」とい

う。) に対して、その任務の遂行に影響を与え得る言動をしたとき。

(7) その他

ア 企画提案書の提出を取り下げようとする場合は、速やかに、取下書（別記様式第3号）により申し出ること。

イ 取下げの申し出があった場合でも、既に提出した企画提案書は返却しない。

ウ 取り下げた企画提案書の再提出は認めない。

7 提出書類の記載要領

(1) 企画提案書

企画提案書は、日本産業規格A4版（以下「A4」という。）を使用し、片面印刷とする。また、複数枚にわたる場合は、書面下部にページ番号を付すこと。さらに、次に掲げる事項について簡潔かつ分かりやすく記載すること。

なお、表紙には「法人名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（部署、役職及び氏名）」及び「担当者連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）」を記載すること。

ア 注意喚起広報用動画の制作

全体のコンセプト（概要、ねらい、閲覧ターゲット等）を明確にし、全体的な構成や演出方法、視聴者がより理解しやすいよう工夫した点等について示すこと。また、動画は絵コンテ等により具体的なイメージを示すこと。

イ SNS広告の配信

効果的なターゲット選定及び配信方法について示すこと。

ウ 効果検証

検証方法について具体的に提案すること。

エ 業務実施計画書

契約締結以降の実施計画を明らかにすること。

オ 実施体制

業務の実施に当たっての体制を詳細に示すこと。

なお、本業務遂行上の業務責任者1名を置き、書面により明らかにすること。

(2) 経費概算見積書（参考見積書）

A4を使用し、片面印刷することとし、1枚を超えないこと。また、仕様書の項目ごとに費用の内訳及び積算根拠が分かるように記載すること。さらに、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

※ 経費概算見積書は、企画等を比較する際の参考とするもので、契約締結の際は、再度、提出を必要とする。

(3) 同種・類似業務の受注実績書

A4を使用し、片面印刷することとし、2枚を超えないこと。また、過去2年以内に行った主な同種・類似業務がある場合は、簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする（官公庁以外から受注した業務も含む）。

8 企画提案書作成等に関する質問

- (1) 質問受付期限
令和8年4月7日（火）午後3時（必着）
- (2) 質問提出方法
電子メールとする。電子メールの件名に【特殊詐欺被害防止対策事業に関する質問】と必ず記載し、質問書（別記様式第4号）を添付すること。
- (3) 提出先
宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課
se-skika@mail.police.pref.miyagi.jp
- (4) 留意事項
電話や口頭、提出期限経過後の質問は受け付けない。
- (5) 質問回答方法
質問に対する回答は、令和8年4月14日（火）までに生活安全企画課犯罪抑止対策係ホームページに掲載する。回答は質問者の名を伏せた上で掲載するので、参加申込者は必ず他社の質問・回答を確認すること。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

9 受注候補者の選定方法

- (1) 受注候補者の選定方法
企画提案書を提出した者（以下「提出者」という。）から、選定委員会において審査し、最も優れていると判断した提出者を受注候補者として選定する。
- (2) 審査
6(4)記載の提出書類及びプレゼンテーションにより審査する。ただし、提出者が3者を超えた場合は、書面による予備審査により、プレゼンテーションを行う提出者3者を選抜する。
ア 【令和8年5月8日（金）】企画提案書等提出期限
イ 【令和8年5月12日（火）】書面審査により選抜
ウ 【令和8年5月19日（火）】プレゼンテーションの案内送付
エ 【令和8年5月29日（金）】プレゼンテーションの実施
- (3) 一次審査（書面審査）
ア 実施日令和8年5月12日（火）
イ 審査方法
応募のあった企画提案書について、審査基準に基づき審査し、各委員が採点した評価点が高い上位3者を選定する。
ウ 一次審査結果の通知
全ての応募者に対し、令和8年5月19日（火）に選定結果を通知する。また、上位3者に対しては、プレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。
なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。
- (4) プレゼンテーション

ア 実施日（予定）

令和8年5月29日（金）※ 実施時間は別途通知する。

イ 実施場所（予定）

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部4階 大会議室

ウ 審査項目及び配点

審査は50点を満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

- (ア) 本業務の目的を理解し、明確な方針を立て達成できる提案となっているか。
（5点）
- (イ) 動画は、
- 特殊詐欺において、SNSが犯行に使用されていることについて説明
 - 被害に遭わないための対処法
 - 相談窓口や相談方法
 - 広告の主体（宮城県警察からの発信であること）
- について、視聴者が理解しやすいよう工夫して周知しているか。（20点）
- (ウ) 幅広い年齢層に訴求し、被害防止に効果を成すようターゲティングし、配信方法を設定しているか。（10点）
- (エ) 業務目的を実現するものとして、実施体制は十分か。（5点）
- (オ) 本事業と類似する事業で実績があり、業務実行能力が高いか。（5点）
- (カ) より少ない費用で、より大きな啓発効果を生み出す内容になっているか。
（5点）

エ 実施方法

- (ア) 出席者は、1者当たり3名以内とする。
- (イ) 1者当たりの持ち時間は、説明20分以内、選定委員との質疑応答10分程度とし、県警察が後日指定する時間割により提出者ごとに個別に行う。
- (ウ) 提出者は、提出した企画提案書に記載された内容の範囲内で、プレゼンテーションを行うこと。
- (エ) パーソナルコンピュータを使用する場合、パーソナルコンピュータその他の機器は提出者が持参すること。プロジェクター及びスクリーンの使用を希望するときは、プレゼンテーションの3日前までに申し出ること。
- (オ) プレゼンテーション当日に新たな資料の配布は認めない。

オ 選定方法

- (ア) 選定委員会が審査項目に基づいて審査の上採点した点数を合計する方法により、提出者の評価点を決定する。
- (イ) 提出者のうち評価点が最も高い者を受注候補者として選定する。ただし、評価点が同点の場合は、見積額が少ない者を選定することとし、評価点が同点であって、かつ見積額が同額の場合には、選定委員会で合議して受注候補者を決定する。
- (5) 審査結果の通知
審査終了後、プレゼンテーションに参加した全ての提出者に審査結果を通知す

る。

(6) 審査結果の公表

審査終了後、プレゼンテーションに参加した全ての提出者の名称及び評価点数等を公表する。ただし、選定された受注候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

(7) その他

ア 審査・選定結果に関する質問には応じられない。

イ 提出者が1者の場合であっても審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受注候補者として選定する。

ウ 審査の結果、業務を適切に実施できる者がいないと判断される場合又は提出者がいない場合は、再度応募者を募集する。

10 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

選定委員会において決定した受注候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先候補者から改めて見積書を徴収し、委託上限額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提出者のうち最も評価点が高い者を優先交渉者とする。

(2) 契約書の作成

発注者と受注者で協議の上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

11 その他の事項

(1) 本業務により完成した動画に関わる著作権等の一切の権利は受注者に帰属するものとする。ただし、動画の再利用等が発生した場合には両者協議の上、決定するものとする。

(2) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報を漏えい、滅失及びき損することのないよう万全の注意を払うものとする。

12 問合せ先及び書類提出先

〒980-8410

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

担当：犯罪抑止対策係 内田

TEL：022（221）7171 内線3034